社說

製造品課稅問題

日清通商條約の締結に付き彼我の間に意見を異にして互に折合はざりしは彼の製造品課稅の問題にして或は之が爲めに徒に條約の締結を遲滯せしむるの恐れあるより右の問題は馬關條約本文の解釋に據り通商條約には別に規定せざるべしとして双方の調印を濟ましたる次第なりと云ふ通商條約も未だ公布を見ざる今日に於ては實際の如何を詳にせざれども始く事實を右の通りとして聊か我輩の所見を述んに抑も馬關條約に據れば日本人が支那内地に於て製造したる品物は自國より輸入したる商品と同一の取扱、同一の特典免除を受く可しとありて内國運送稅、内地稅、諸課金、取立金等は一切課せざるの規定なり條約の明文、明白にして毫も疑を容る可らずと雖も彼の政府にて主張する所なりと云ふを聞くに若しも右の規定に從ひ日本人を始めとして諸外國人が盛々製造業を起して物を製する其製品が一切無稅にて内地に輸掛かるときは支那政府は恰も海關稅の收入を減ずる者にして左なきだに困難なる戰敗後の財政は到底立行く可らず左れば今その製造品に對して一種の稅を課するは實際の必要にして別に條約の文面にも抵觸せざる可し云々の趣旨にして聞り情實談に外ならざれば本文の解釋上には素より耳を傾くるに足らざるの說にして之を判斷するは只我國の利益如何の一點のみなれども扨その利益の點より此問題を評論するときは大に考へざる可らざるものあるが如し我國人は支那内地の起業を以て非常に利益あるが如くに思ふものも多し雖も實際は決して然らず目下彼の國に於ける外國貿易の有樣を見るに日本製造品の輸入は年々增加の一方にして蘇中紡績絲は最も好況を呈せり其原因は我工業殊に紡績業發達の結果に相違なしと雖も畢竟彼の國内に製造業の起らずして我製品の供給を待つが爲めに外ならず繰に一衣帶水を隔てゝ二億の人口を有する大帝國を得意とする我工業の前途は實に萬々歲なれども今もし馬關條約の明文に隨て内地の製造を自由にするときは其由を得るものは單に日本人のみならず他の外國人も續々着手して紡績業の如き必ず盛大を見るに至る其曉に我國の利害は如何と云ふに一見甚だ明白なるものあり支那の内地に工業起らずして外國より製造品を輸入する場合には例へば紡績絲の如き歐洲の製造國にては其原料を他より買入れて之を製造し更らに支那に輸出するがことにして勞力の賃銀と云ひ運賃の費用と云ひ其他各種の不便あるに反し我國の製造業は右の各種の不便を免かるゝ上に現時の有樣を以てすれば優實國なる日本が金貨國なる歐洲諸國に對して貿易上、利益の地位に在るは今更ら疑ふ可らず而國間に戰爭の不幸を見るにも拘はらず近來我製造品が支那の市場に販路を擴めて他の諸等に對して着々勝を制する所以は以上の理由に外ならず彼の最も嫉妬き所なるに無事に今彼の内地の製造業を自由にして外國人等が續々着手するときは其結果如何なる可きや彼等は既に資本に富める其上に原料は支那の内地に求めて乏しきを患ひず勞力の賃銀は甚だ賤くして優秀に傾なりと雖ども内地の原料に對して之を印度に求むるも其運賃は片道のみならず輸入も左まで難からざるが故に本國の製造品に比して費用の少なきは國内の競に非ず新しく開發の製造品が支那の市場に實際するに至らば即ち正に驚異しつゝある我國の製造業は如何なる有樣を呈出す可きや事の主動者たる日本人は自から進んで彼の内地に競爭を試みざる可らざるは勿論なれども此場合には彼我の關係恰も同一にして我に於ては毫も便利の點なきのみか寧ろ不利の事情あるを多からざるを得ず彼の上海紡績會社が彼の内地に於ける起業を見合はせたるが如き課稅問題の定まらざるが爲めとは云ひながら實際には利害上、大に考ふる所ありて暫く思ひ止まりたるものなりと云へり以上の事實に由て判斷するときは自由製造の我工業に不利益なるは甚だ明白なりと云ふ可し左れば西洋諸國にては輸入品に對して保護稅を課し又は國内の製造家に奬勵金を與ふる等、只管自國の工業を保護せんとするものさへある其處に今や支那政府は自他の區別に拘はらず一切國内の製造業に課稅して自から其發達を妨げんとす假令ひ窮餘の窮策とは云ひながら輸入たる處置なれども我國の爲めに謀れば彼が斯る處置に出でんとするみそ幸なれ其關稅の多々ます〳〵多くして國内に製造業の起るを能はざるの程度に及ぶときは如何以て妙と云はざるを得ず思ふに馬關條約には戰勝の勢に乘じて從來未決の懸案を一時に決して世界の耳目を一新せんとするの意味もあり自から他に因約とする所もありて彼の自由製造の一項を條約中に規定したるゆゑなれども今日に至り兎に計算上に其不利益を發見したる上からは單に空論に拘泥して自から損す可きに非ず近來に由れば上海の英國商業會議所にては本國政府の製造稅の賦課に同意の答申を爲したりと云ふ我輩は支那政府の請求に應じて製造稅を認可するの實際我國の利益たるを認むるものなり然りと雖も右の一項は條約の明文に掲げたる我既得權にして今更ら濫に拋棄す可きに非ざれば果して製造稅を認可するの場合には其報酬として更らに求むる所なかる可らずと雖も其論は姑く後に讓り我輩は世人に向て差當り課稅問題の利害に付て篤と熟考せんことを希望するものなり

○北京特報

八月廿六日　特派員　杉幾太郎

總理衙門の製造課稅奏稿

上海滬報に現はれし課稅奏稿の事に就ては前便其大旨を報じ且卿卑見を加へ置きたるが今稿文の要を抄す

機製製造貨物、彼の南洋の紡織絲及び北洋の葡萄釀酒等の如き屢々南北洋大臣を經て奏上する處あり或は請ふて出口の正稅を納むるのみとなし或は亦請ふて數年稅金を寬免せしことあり是れ全く上を損じ下を益し商務を拓くの意に外ならず彼の時に當りて洋商製造の明文なく只政府の的意斟酌する處たりしも馬關立約の後、各國洋商均しく貨物を製造するを待るに至れり元來の條約皆て所載正に律を定め公平に辨理して以て漏巵の弊を杜ぎ而して亦稅日の端を免るべし現に日本商人已に上海に地を購ひ廠を設け各國洋商紛々之に倣ふ轉轉の間に各製造場に製造所林立し百貨充滿せん已に製造の利益を享るあからには總に納稅の責あるべし此等創の弊なく以て均しく運守せしむべきなり溯りて考ふるに洋商の洋貨を輸入するや大率五分の正稅を徵收し内地に運入せば再び抵代稅二分五厘を納む洋商の執照を持して内地に入り土貨と貿ひ輸出するや輸出稅の納付其半稅を收め輸入を許可せり洋商貨物の販運は其輸入輸出に論なく均しく正稅釐代稅あり而して土貨の未だ洋商の手に入らざるの先洋貨の既に華商の手に入るの後、均しく釐金を納めて彼の抵代稅なるもの〻代りとせり夫れ華國にて製造せん貨物は船賃保險等均しく之を省し得て從て其利益豐厚し臣等茲に商酌して各省土貨出產地の落地釐稅を外にして其機器製造の貨物華洋商の別なく其貨物の猶は製造所にあるに當り輸入稅の五分を更に一倍し一割の稅金を課し以て何の地に運往するも内地釐金等總てを免れしむ今や國用多端、財源困なるの時元より臣等羊を亡し牢を補ふの謀あるにあらずといへども卿が實を借り主を定むるの意を傳するなり華商已に此難あり洋商亦宜しく從ふべきなり願くは皇上の命允を得て臣等速に南北洋大臣に命じ各海關をして監督せしめんとす茲に奏す

此奏稿の何れの邊より漏れしか遍なく滬報紙上に現はしより總理衙門にては嚴密に其出處を取調べ居たりしが矢先、吾國公使館より事の實否を問質したりしかば余儀なく總署にも其眞實斯る上奏をなせしものあるみとを答辯に及び今や双方文書の往復繁なる樣子なり

支那政府の窮所

清國政府財政の困難は何人も認むる所にして二千七百萬兩の海關稅は其生命とも言ふべきものなるに一度自由製造の起るあらば一般國民の豐富を致すは疑なきも政府直接の收入を減ずべければ外人の耳には奇妙に聞えなんも實際清政府の事情は抵へ難きものあらん且つや各省總督巡撫等の總署に獻言するもの多く中には斷じて自由製造を外人に許すべからずの議論文句もあり清國の國益云々は兎も角其政府の爲めには生死に關する利害問題にして其心情は寧ろ愍察すべきなり更に本邦の利害より觀察するも自由製造を清國に與すは不利の極なれば寧ろ清の要求を容るゝみを雙方の便益なれと說くものあり然れども一旦已得の權利の斯く快よく放棄して清政府の求めに應ずる其代りに棉花輸出稅若しくは紡績品輸入稅の全免なり何なり相當の要求をなすは又至當の次第にして清國政府も之を否むことなかるべし若し夫れ清政府にして僅を拂はず物件を奪はんとならば我は馬關條約の條章を固執し清政府が其製造に課稅をなさん曉には所謂條約の明文をも構はずして我邦の利益を蹂躪するものとして我も亦條約上清國清民に許せる利益を差止め以て之に酬ふべし清政府と雖も斯かるみとを知るからには遂に我要求に應ずるならん

女武者

後篇　わかば

第十四回　敵軍の燈

「御見參とへわらはも聞よ、親兄弟にて候とも、兎ても某を何人と見參る事は難く候はん、某のそは木曾殿が四天王の隨一と呼ばれ、根井今井の頭を押へたる、樋口兼光が嫡男、樋口次郎兼光と成れる果にて候と、聞傳ければ耳を貫く奇智の一言？何、樋口次郎兼光、先つ年都にて所聞られて候ものを、如何にして生き長ふる事やあらん、汝は何者ならば某を知れり、色淺黑く眉秀でて、骨柄勇々しき男にて候、御身とは似ても似つかぬ面差恰好、訝しき事を申さるゝものかな」と、冠者はいとゞ呆れ顏なり。

樋口と名乘る男はいとゞ落附き佛ひて「其如く思召さるゝは誠に理りにて候へども、樋口が斯く一人生き長へし內地に運入せば再び抵代稅二分五厘を納む洋商の執照を持して內地に入り土貨と貿ひ輸出するや輸出稅の納付其半稅を收め輸入を許可せり洋商貨物の販運は其輸入輸出に論なく均しく正稅釐代稅あり而し

に、兒玉黨の二三が軍をせずして、玉ひそ、和殿斗人へて早まり玉ふな、と極めたれど、又てか殿が最期の時ならず、生き長へば、不奧ながらと申んと候ひ、所の女房達が、濟わ為ひし候稱